

平成24年3月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3の原処分を取り消し、平成〇年〇月に係る高額療養費の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人の健康保険法(以下「健保法」という。)上の被扶養者であるA(昭和〇年〇月〇日生。請求人の実父。以下「A」という。)は、平成〇年〇月〇日、〇〇町シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)の仕事で、仕事先の家の庭で剪定作業(以下「本件仕事」という。)を行っていた際、庭の石垣が突然崩れて足の上に落ち、右第1趾基節骨中足骨骨折(主)・右足背挫減創(主)・右下肢末梢神経炎・左膝皮膚欠損創(以下「当該傷病」という。)を被り、同月から同〇年〇月までの期間(以下「本件診療期間」という。)、a病院(〇郡〇町〇〇〇-〇-〇)で診療を受けた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、一部負担金の額が自己負担限度額を超えたとして、平成〇年〇月に係る高額療養費の支給を申請した。

3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、業務外の事由による負傷とは認められないとして、高額療養費については支給しない旨の処分(以下「原処分A」という。)をし、併せて同月〇日付で、同じ理由により、本件診療期間に係る当該傷病に関する療養の給付をしない旨の決定(以下「原処分B」という。)をし、併せて「本件原処分」という。)をし、その給付に要した費用(〇〇万〇

〇〇〇円)の返納(納入告知番号86)を求めた。

4 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。不服の理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

1 健保法第1条は、「この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と規定している。

2 本件の場合、本件仕事を行う中で当該傷病を受けたことについては、当事者間に争いはなく、本件の問題点は、支部長が、請求人に対してした、当該傷病に係る高額療養費の支給及び療養の給付を行わない旨の本件原処分が妥当であると認められるかどうかである。

第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、以下の各事実を認定することができる。

(1) C(負傷当時〇〇歳)は、過去の造園業勤務の経験を生かして、シルバー人材センターに登録し、シルバー人材センターの紹介で主として庭草の刈り込み作業を、週1回ないし2回の割合で行い、日額〇〇〇〇円程度を配分金として、シルバー人材センターより支払われていた。

(2) 社団法人全国シルバー人材センター(以下、本項においては「センター」という。)事業協会は、「自主・自立、共働・共助」を理念とした高齢者対象の会員組織で、以下のとおり、会員に仕事を提供している。

ア センターは、地域社会に密着した「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業(その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業をいう)を家庭、企業、公共団体などから引き受け、会員の希望や能力

に応じて提供する。

イ 高齢者の就業であるため、危険・有害な作業を内容とする仕事は、引き受けない。

ウ 会員はセンターから基本的に請負又は委任の形式により仕事を引き受ける。

エ センターは、会員に対し仕事の完成後に、発注者から支払われた契約代金から仕事の内容と就業実績に応じた「配分金」（報酬）を支払う。

オ センターにおける就業は、高齢者のライフサイクルに応じた任意就業なので、就業日数や収入の保障はないが、各人の希望と能力に応じた働き方ができる。

カ センターでは、会員の技能・技術を高めるため、各種の講習を実施している。

キ 発注先の社員と混在して就業する仕事や、発注者の指揮命令を必要とする仕事などの場合は、一般労働者派遣事業により実施する。

(3) 請求人が提出した高額療養費支給申請書の「被保険者が記入するところ」欄において、請求人は、負傷したときの状況（原因）について、以下のように記載している。

シルバー人材センターの仕事で〇〇町内の家の庭で剪定作業を行っていた際、庭の石垣が突然くずれ、道路におち、その足の上にくずれた石垣の石がおちてきて足の甲を粉砕骨折した。※シルバー人材センターは労災はなく、普通の保険にのみ入るシステムになっているようです。

(4) 高額療養費の不支給決定に関する審査官の照会に対し、平成〇〇年〇月〇〇日付で、支部長が提出した意見書の一部を摘記すると以下のとおりである。

【不支給理由】「業務外の事由による負傷とは認められないため」健康保険法第1条では、労働者の「業務外」の事由による疾病、負傷及びその被扶養者の

疾病、負傷に関して保険給付を行うとされている。本件は、シルバー人材センターから提供を受けた仕事をしている中、負傷したものであるが、その仕事が健康保険法第1条の「業務」にあたるかどうか問題となった。健康保険法第1条の「業務」の定義は、1. 「一定の仕事を任意にまたは義務として反復継続して行う意思を持ってされることが必要であり、この意思があれば1回の行為でも業務となる。」2. 「社会的地位において行うものであることを要し、個人的行動や家庭的、親族的関係においてなされる行為は含まれない。」3. 「その事務または事業はその者の主たる事務または専業たるを問わず、業務の遂行により利益を伴うと否とを問わず、自己のためになすと他人のためになすとを問わない。」とされている。本件に関して、シルバー人材センターと会員との間に労使関係はないため、工作中的負傷に関して労働者災害補償保険の適用はないが、人が社会生活上の地位に基づいて、シルバー人材センターとの委任・請負という形で継続して行う事務または事業にあたるため、健康保険法第1条の「業務」にあると解される。以上のことから、「業務外の事由による負傷とは認められないため」不支給決定を行ったものである。

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 我が国の医療保険制度においては、業務上の事由による負傷等については労働者災害補償保険を適用し、業務外の事由による負傷等については健康保険が適用されることを原則とする。本件では、健康保険上被扶養者であるCが、シルバー人材センターから紹介された仕事を行っているときに負傷したものであり、これが健康保険の適用になるか否かが問題となる。請求人は、「健康保険被扶養者家族として認めて頂いている、その扶養される身

である家族（実父）が、「高齢者社会生活参加推進」、「自治体の高齢者健康管理」の目的からシルバー人材センターの会員となり、少しでもその目的を達成したいという思いから、日常、時に行う仕事（上記目的を成し遂げる為の行為）をもって、「人が職業その他社会生活上の地位に基づいて、継続して行う事務または事業」と称される業務にあたると健康保険法は解釈されるのでしょうか。」と主張するのであるが、上記1の(2)で認定したように、シルバー人材センターから仕事を紹介されるためには、会員になることが必要であり、Aは当該会員になって本件仕事をを行っていること、シルバー人材センターは、会員に対し基本的に請負又は委任の形式により仕事を紹介すること、Aは本件仕事と同じ仕事を週1回ないし2回の割合で行い、月額〇〇〇〇円程度を配分金として、人材センターから受けていたことなどからみるに、本件仕事は業務であり、当該傷病は業務外の負傷とは認められない。

なお、請求人は、「一旦給付決済頂いた療養費の返還を求められるのは、正当な健康保険被保険者の被扶養者と認められて居ながら、発生原因、健保法第58条 不該当とされるのは受け入れられるものではなく…」と主張するところであるが、負傷した平成〇年〇月〇日において、治療に緊急性を要したために、a病院を受診した際には業務外の負傷でないことが明確にならず、請求人からの高額療養費の支給申請によって、初めてそれが明確になったものと思料されるものであり、受診の際に明らかになっていれば、健康保険の適用をせず、このような療養費の返還の問題は起こらなかったといえるのである。要するに、被扶養者であっても、業務上の事由による負傷には健康保険は適用されないということなのである。

(2) 以上のことから、当該傷病は業務外の負傷であるとはいえず、よって、高額療養費についてはこれを支給しないとし、療養の給付についてもこれをしないとした本件原処分は妥当であり、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。